

(別添)

## 埼玉県児童養護施設等生活環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、平成27年6月5日付け雇児発0605第3号別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき補助事業を実施する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、第4条で規定する事業を実施する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に定める法人、児童自立生活援助事業者、小規模住居型養育支援事業者及び里親とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う次の事業とする。

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

次の①又は②に該当する事業

- ① 児童養護施設、乳児院又は児童心理治療施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の内部改修、設備整備及び備品の購入を行う事業
- ② 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)、ファミリーホーム、里親又は児童家庭支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の更新、内部改修を行う事業。

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)

、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設又は児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる経費を支弁する事業

(補助対象事業の制限)

第5条 補助対象事業を次のとおり制限する。

(1) 他の国庫補助及び県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(2) 事業を行う施設等1か所につき1回限りの交付とする。ただし、以下の①から③に該当する場合はこの限りではない。

① 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

② 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

③ 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合。

(3) 第4条(1)①、(2)及び(3)の事業については、当該年度中又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とする。

(補助額)

第6条 補助額は、次により算出する。

(1) 別表第2欄に定める補助基準額と別表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

(3) (1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額を補助額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 事業完了後に消費税及び地方消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金の資金提供を受けてはならない。
- (9) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (10) (1) から (9) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付申請)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認めたときには、前条で通知する交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第11条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合、様式第4号の申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、様式第5号によりその旨を通知する。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合を含む。）後15日以内又は補助金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日に施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日に施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日に施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日に施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日に施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日に施行し、令和3年度分の事業から適用する。  
附則

この要綱は、令和6年9月9日に施行し、令和6年度分の事業から適用する。

別表（補助基準額等）

1 区分		2 補助基準額	3 対象経費
(1) 入所児童の生活環境改善事業	ア 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、ファミリーホームにかかる事業	1 か所あたり 8,000,000円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業に必要な改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等
	イ 里親、児童家庭支援センターにかかる事業	1 か所あたり 1,000,000円	
(2) ファミリーホーム等開設支援事業		1 か所あたり 8,000,000円	
(3) 児童家庭支援センター開設支援事業		1 か所あたり 3,000,000円	